

沿革編

第2章

1945 - 1955

昭和20年 昭和30年

戦後復興時代の 肥後銀行

第1節 戦後復興から経済自立へ

第2節 戦後復興期における当行経営



戦後復興期の本店内の風景

概況

1945(昭和20)年8月、太平洋戦争に敗れて以降、焦土と化した日本を復興させ、民主国家としての再出発を導いたのは連合国軍最高司令官総司令部(GHQ:General Headquarters)であった。

GHQは日本国憲法を制定させて、日本の平和国家としての道筋をつくり、財閥解体や農地改革などを次々と断行、それまでの日本の社会構造を根底から覆した。

これらの急激な非軍事化政策で、国内の生産は戦前の1割前後に低迷し、インフレの高進が国民生活を混乱させた。しかし、1950年に勃発した朝鮮戦争がわ

が国に“特需”をもたらし、政府は電力、石炭、鉄鋼、海運の4大産業の復興に力を入れた。1951年9月8日、日本は米サンフランシスコで対日講和条約に調印し、国際社会に復帰した。

熊本県内は、戦争末期に熊本市が2度の大きな空襲に遭ったものの、農業県という性格上、復興は比較的早かった。

1947年4月、初の公選県知事が誕生。県の積極的な産業復興施策もあり、1948年度には県内の生産は戦前の水準にまで回復した。一方で、戦後の日本を引っ張っていた石炭産業には、合理化の動きがみえ始め、荒

尾市の三井三池炭鉱万田坑の廃坑計画が浮上した。

1945年11月、財閥解体に伴い、当行では安田財閥系の役員2名が辞任し、片桐靖常務が社長に就任、1946年6月には新社長に川田栄三常務が就任した。1948年6月、当行は会長・頭取制に戻し、川田社長は頭取となった。1951年5月には、本店を現在地に新築した。

1952年、熊本市の中心部に鶴屋百貨店、大洋デパートが相次いで開業した。人々の消費意欲、企業の資金需要が旺盛となるなか、当行の営業活動も活発化した。

第2章 | 戦後復興時代の肥後銀行

[1945(昭和20)年~1955(昭和30)年]

第1節 戦後復興から経済自立へ

1. 戦後復興期の経済情勢

(1) 戦後のインフレと経済再建

軍国主義から民主主義への急転換

1945(昭和20)年8月15日、わが国はポツダム宣言を受諾し、無条件降伏という結末で、太平洋戦争は終結した。GHQの手による日本の戦後改革は、非軍事化と民主化を目指したものだ。経済面では、財閥解体・農地改革・労働改革の三大改革が断行された。

戦時中の統制機関は次々に廃止された。1945年9月、外地銀行、国策会社、各種金庫・営団などが閉鎖された。同年11月には、三井、三菱、安田、住友などの財閥が解体され、財閥家族は本社ならびに一切の会社の役員を退任させられ、全財産が封鎖された。

さらに農地改革が行われた。1945年12月に第1次、翌1946年9月に第2次の改革があり、200万ha近くあった小作地は自作地に変わった。

こうした改革は、財閥と地主という明治以降の日本経済の担い手の交代を意味した。1945年12月に労働組合法、1946年11月に日本国憲法、1947年4月には労働基準法と独占禁止法が公布され、わが国に民主的な労働者重視の潮流が生まれた。

しかし、国民は生活苦にあえいでいた。鉱工業生産は戦前水準の1割前後に低迷し、物資不足で物価が高騰し、深刻なインフレーションが家計を直撃していた。

インフレ鎮静化のための金融措置

急速に進むインフレによって、1945年末から1946年初めにかけて預金の引出しが急増した。金融機関では当座・普通預金とも残高が激減し、きわめて深刻な

事態となった。1946年2月17日、政府は金融緊急措置令、日本銀行券預入令、臨時財産調査令、食料緊急措置令、隠匿物資等緊急措置令という5つの緊急勅令を公布・施行し、物価・就業・増産などの諸対策とともに、総合的なインフレ阻止対策に乗り出した。

金融緊急措置令は、①預貯金の支払いを停止し2月17日限りで封鎖する、②新紙幣(新円)を

発行し、従来の紙幣(旧円)は3月3日以降運用停止とする、③定期的給与は500円まで新円で払い、それ以上は封鎖するなど、かつてない異例の施策であった。この緊急措置で国民生活は500円の枠内での消費に限られることになり、手持ち金はすべて金融機関に吸収され、封鎖預金となった。

朝鮮戦争と特需ブーム

1949年10月、中国共産党が中華人民共和国を樹立した。米ソ冷戦の激化に加えて、中国が社会主義陣営に加わったことは、日本にも大きな影響を与えた。アメリカの対日占領政策が、非軍事化および民主化政策から早期経済自立政策へと大きく転換したのだった。

日本経済の安定化に力を入れ始めたGHQは、1949年3月“ドッジ・ライン¹”と呼ばれる厳しいインフレ抑制政策を実施した。その結果、企業は長期資金不足が深刻化した。同年4月に1ドル360円の単一為替レートが設定されたことなどから、輸出は不振を極めた。

終戦直後からのインフレは収束したものの、今度はデフレによる金詰まりから企業の整理や倒産が相次ぎ、失業者が増加した。1950年には“安定恐慌”と呼ばれる不況に陥った。

1950年6月に勃発した朝鮮戦争(1953年7月休戦協定調印)が一転、“特需景気”をもたらす。1951年の鉱工業生産は前年比で38%増、輸出額は65%増となり、企業の収益率は2.2倍となった。

講和条約と自立経済の展開

1951年9月8日、わが国はサンフランシスコにおいて対日講和条約と日米安全保障条約に調印し、翌1952年4月28日に発効した。これによって日本は政治的独立を回復し、国際社会への復帰を果たした。

GHQによって解体させられた旧財閥系企業も1951年から1952年頃までに再建を軌道に乗せ、講和条約発効後は旧社名を復活させた。また、多くの企業は設備投資を活発化させた。1954年6月には国際収支が



ドッジ公使の記者会見を報じる新聞記事 (『熊本日日新聞』1949年3月8日付)



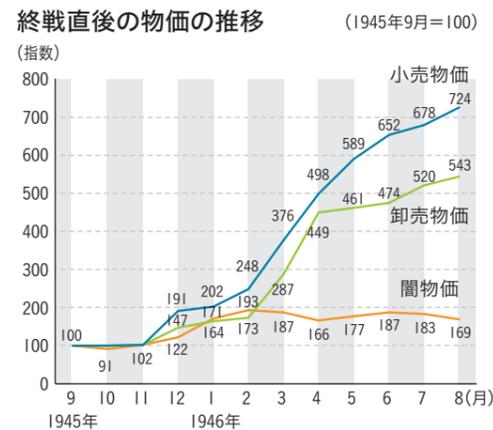
単一為替レートの決定を報じる新聞記事 (『熊本日日新聞』1949年4月24日付)



朝鮮戦争の勃発を報じる新聞記事 (『熊本日日新聞』1950年6月26日付)



財閥解体を報じる新聞記事 (『熊本日日新聞』1945年11月7日付)



1 考案した米デトロイト銀行頭取、ジョゼフ・ドッジの名前から呼ばれた。

黒字となった。国内景気は回復へと向かい、日本経済はその後、高度成長時代を迎えることとなる。

(2) 熊本県内の経済情勢

インフレのなかでの再建

終戦の年となる1945(昭和20)年、熊本県内は水俣、葦北、宇土、荒尾など各地に空襲の惨禍が残っていた。なかでも師団司令部のあった熊本市は、7月1日と8月10日の大空襲で市街地の30%が罹災した。

食糧などの物資不足は深刻だった。熊本市内などで生活する人の多くは、わずかに残っていた晴れ着や衣服、金目の物を農村で食糧に換えながら飢えをしのいでいた。熊本市の辛島公園一帯には「熊本民衆救済組合」と名づけられた通称「闇市」ができ、近郊から持ち込まれる農水産物や密造酒、砂糖、石けんなどが並んだ。

農村ブームとドッジ・ライン

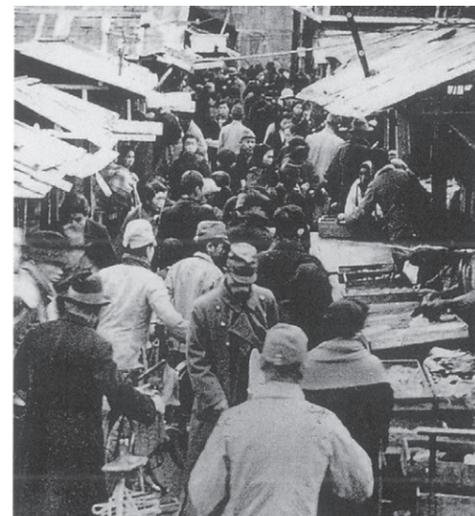
一方、農村では、農地改革で一気に自作農家が誕生した。また、闇の物資や資金が集中的に流入したため、札束の厚さが1尺(約30cm)を超えたという“尺祝い”の祝宴を催したり、住居を豪壮に建て替えたりする光景が随所にみられた。こうした農村の好況は、農産加工業の発展を促すとともに商業の活性化に貢献した。

県内の工場では資材の入手難や資金難のため、業況は不振を極めていた。1947年4月、初の公選熊本県知事に就任した桜井三郎は、熊本県産業振興計画をたて、県内産業を戦前の水準にまで再起させる施策を推し進めた。その結果、県内産業は翌1948年度には1934年とほぼ同額まで回復した。県内工場の生産額は、1946年の10億6,900万円が1950年には194億2,800万円となり、18倍に急増した。

1949年のドッジ・ラインによって均衡財政政策が実施されると、農村ブームは去り、一転して不況にさらされた。戦後乱立していた家内工業中心の県内企業は、国内企業の生産復興とともに競争力を失っていった。



講和条約の調印を報じる新聞記事
(『熊本日日新聞』1951年9月9日付)

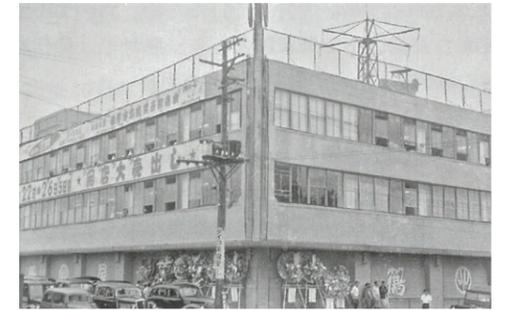


にぎわう熊本市新市街の闇市(1945年)

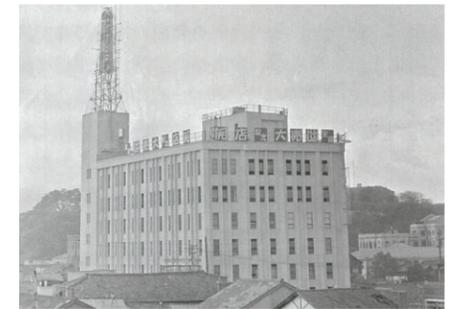
県内工場生産額 (単位:百万円)	
年中	生産額
1946年	1,069
1947年	3,280
1948年	7,796
1949年	12,565
1950年	19,428

鶴屋百貨店の開業

戦後の立直りを象徴するものとして、1951年の銀丁百貨店の復活に続き、1952年6月に鶴屋百貨店、同年10月に大洋デパートが開業した。これら百貨店の大型建物と品揃えの豊富さは、経済・商業活動に新時代が到来したことを明示していた。



開店当時の鶴屋百貨店



開店当時の大洋デパート

2. 戦後復興期の金融情勢

(1) 救国貯蓄運動

戦後の経済再建には、インフレの抑制と通貨信用の回復、物価の安定が急務であった。このため貯蓄の増強が求められた。1946(昭和21)年11月、衆議院内に通貨安定対策本部、各都道府県に地方通貨安定推進委員会が設置され、次の貯蓄運動の徹底が図られた。

- ①各家庭にある退職日銀券を金融機関に預け入れる
- ②金融機関はこの預金の吸収に全力を挙げる

この運動は「日本の生きる道はまず自らが努力を傾けることである。その努力こそが、再び国民を世界に生かす道である」との趣旨から「救国貯蓄運動」と名づけられた。利息の代わりに賞金や景品をつける「福德定期預金」や小中学校と金融機関が連携した「こども銀行」も登場し、全国の金融機関で取り扱われた。

「救国貯蓄運動」は3年余り続けられ、その後も日本銀行に貯蓄推進部が新設されるなど、貯蓄推進活動の組織化が進んだ。講和成立後は自立国家にふさわしい経済力を蓄えようと「経済自立特別貯蓄運動」が強力に推進された。

全国こども銀行設立状況

年月末	設立数(行)	預入者数(千人)	貯蓄額(百万円)
1949年6月	9,709	2,678	336
1950年6月	24,555	6,445	1,771
1951年6月	27,993	7,267	2,650
1952年6月	28,663	8,008	4,001
1953年6月	29,430	8,373	5,720
1954年6月	30,039	8,609	7,626
1955年6月	29,206	8,762	9,491
1956年6月	29,105	8,826	11,275
1957年6月	27,599	8,668	13,291

熊本県こども銀行状況(1957年6月末現在)

設立数	475行
預入者数	1,784千人
貯蓄額	189,772千円



こども銀行貯金通帳

(2)金融制度の整備

新しい金融機関の設置

厳しい財政金融引締め策であるドッジ・ラインの実施によって産業資金不足が深刻化したことから、長期金融機関の整備が緊急の課題となった。政府は1950(昭和25)年12月に日本輸出銀行(現・国際協力銀行)を、翌1951年3月に日本開発銀行(現・日本政策投資銀行)を設立した。

また、民間金融機関では十分な資金供給ができない部門への金融円滑化を図るため、1949年から1953年にかけて国民金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫(3公庫とも現・日本政策金融公庫)などが設立された。

農林金融の分野では、1947年11月の農業協同組合法の公布と、1948年4月の「農林中央金庫」の発足により、同金庫を頂点とする組合系統金融機関が確立された。

中小企業金融機関の整備

1951年3月以降、朝鮮戦争特需の反動不況で経営危機に陥る企業が続出した。中小企業金融の円滑化と民間中小企業金融機関の整備・強化の必要性が指摘された。

このため政府は1951年6月、相互銀行法と信用金庫法を公布・施行した。同年10月30日までに無尽会社のうち58社が相互銀行に転換し、信用協同組合も2年間で560組合が信用金庫に生まれ変わった。

1949年には中小企業への金融円滑化を図るため、各都道府県に信用保証協会が設立された。1953年8月公布の信用保証協会法により特殊法人に改組され、維持された。

地方銀行の新設

経済復興に伴って全国で新銀行設立の動きが台頭していた。戦前・戦中には「一県一行主義」が推進され、

地方銀行数は終戦の1945年末には53行に減少していた。政府はドッジ・ライン下で深刻化した中小企業金融の円滑化を図るため、地方銀行の新設を認める方針を明らかにした。これにより、1950年から1954年までに筑邦銀行(久留米市)など全国で12の地方銀行が誕生した。

戦後新設の地方銀行

銀行名	設立	本店所在地
東北銀行	1950. 10	盛岡市
大阪不動銀行	11	大阪市
泉州銀行	1951. 1	岸和田市
北海道銀行	3	札幌市
池田銀行	9	池田市
東京都民銀行	12	東京都
千葉興業銀行	1952. 1	千葉市
武蔵野銀行	4	大宮市
関東銀行	9	土浦市
河内銀行	11	布施市
筑邦銀行	12	久留米市
富山産業銀行	1954. 1	高岡市

地方銀行協会の再出発

全国地方銀行協会は、戦時中、国策に沿って地方銀行統制会に再編され解散していた。戦後の日本経済再建の過程において、地方銀行の果たすべき役割が大きくなったことから、1946年7月、全国各地域の代表者が集まり、「地方銀行懇談会十三日会」を発足させた。1950年1月に地方銀行協会と改称して社団法人の認可を受け、翌1951年5月に戦前と同じ名称の「社団法人全国地方銀行協会」(2011年10月より一般社団法人)と改めた。

(3)熊本県内の金融事情

地域金融の復興と整備

戦後の復興が進むなか、インフレ抑制などを目的に全国で実施された「救国貯蓄運動」は、県内でも1946(昭和21)年11月設置の「熊本県地方通貨安定推進委員会」が母体となり、活発な貯蓄運動を展開した。

一方で、金融機関は工業の復興と農村の好況に着目して店舗を増設した。県内でも1946年から翌年にかけて、日本貯蓄銀行八代支店、日本興業銀行熊本駐在員事務所、東京銀行熊本支店、三菱銀行熊本支店、商工組合中央金庫熊本出張所などが開設された。1945年12月10日に熊本銀行集会所が解散して「熊本銀行協会(現・一般社団法人熊本県銀行協会)」が発足した。翌1946年1月1日に熊本手形交換所も同協会内に併置された。

1949年3月、「熊本県信用保証協会」が設置された。中小企業が資金貸付を受ける際に信用保証をするという、信用保証協会の役割は、地域の大きな支えとなった。

1951年には相互銀行法と信用金庫法が施行され、肥後・熊本の2無尽会社が相互銀行となり、県内各地の信用組合が信用金庫として発足し、「資金の地元還元を容易にする」という政府方針が浸透した。



当行の救国貯蓄運動

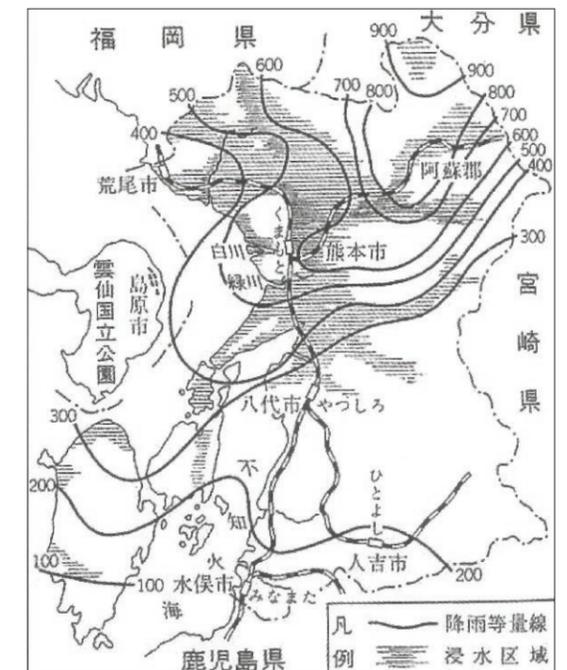
「6・26大水害」の金融措置

1953年6月26日、熊本市は白川水系の大氾濫に見舞われた。翌27日、熊本市内の手形交換が一時中止されたが、同月29日には再開。30日から各銀行店舗に金融相談所が開設され、水害による不渡り分については取引停止処分の見合わせを申し合わせた。

当行においても、罹災者への預金払戻し手続きの特例など、非常措置を講じて積極的に支援した。また、罹災店をはじめ全店が平常どおり営業を行い、日曜日を返上して預金払戻しにあたり、地元銀行としての責務を果たした。

さらに当行は、災害発生と同時に災害救護班を結成し、被害店舗の整備、被害行員への炊出しと得意先に対する救助活動にあたるとともに、県内罹災者に対する見舞金として300万円を拠出した。

当行の取引先の被害も大きかったが、その復旧については政府の諸政策に呼応したほか、当行自体としても積極的な応急復旧資金の融資をはじめとして金融面から支援した。



熊本県水害地図



災害救護班



当行本店前の被災状況



泥土に埋まった熊本市内繁華街



被災した熊本市内繁華街

部門別被害額 (単位:百万円)

部門別	被害金額
土木関係	13,398
耕地関係	8,770
開拓関係	810
農作物関係	18,052
蚕糸関係	128
畜産関係	649
林業関係	3,610
水産関係	484
商工関係	8,023
衛生関係	760
民生関係	25,500
教育関係	827
その他	2,121
総額	83,132

被害調べ

(国警調査 1953(昭和28)年7月6日現在)

被害種別			単位	数量	被害種別			単位	数量
人的被害	死者	人		291	道路損壊	か所		2,144	
	負傷者	人		557	橋梁流失	人		611	
	行方不明	人		272	堤防決壊	人		1,629	
建物被害	全壊	戸		1,005	山(崖)崩れ	人		6,583	
	半壊	人		6,512	電柱倒壊	人		620	
	流失	人		850	板塀倒壊	人		405	
	一部破壊	人		3,894	鉄軌道被害	人		23	
	床上浸水	人		48,987	木材流失	石		50,000	
	床下浸水	人		39,066	米浸水	俵		5,400	
耕地被害	非住家被害	人		3,786	船舶被害	沈没	隻	14	
	水田	流失埋没	町	3,006		破損	人		100
		冠水	人			23,173	流失	人	
	畑	流失埋没	人		2,234	家畜被害	匹		277(牛馬羊) 206(鶏)
		冠水	人		4,027	罹災者概数	人		391,680

※1町は9,917㎡

第2節 戦後復興期における当行経営

1. 第6代川田頭取の就任

占領政策による財閥の解体は、当行にも影響を与えた。1945(昭和20)年11月30日、安田財閥系の安田善五郎取締役会長と安田孝一郎取締役は、安田保善社の解散に伴い当行役員を辞任した。同日、片桐靖常務取締役が第5代の代表取締役社長に、川田栄三取締役が常務取締役に就任した。

翌1946年6月の定時株主総会で、取締役全員の任期満了に伴う改選を行い、片桐社長が辞任し、後任の代表取締役社長に川田常務取締役が就任した。1948年6月の定時株主総会では、定款を変更し、これまでの会長・社長制を廃止し、1942年1月以前の会長・頭取制に戻した。これにより、川田社長が第6代頭取に就任した。1955年4月には専務取締役に設け、取締役に選任されたばかりの今井武雄(前・日本銀行大阪支店発券課長)が専務取締役に就いた。



第5代社長 片桐靖



第6代頭取 川田栄三

2. 金融再建整備の実施

急激なインフレ対策として政府が1946(昭和21)年2月に出した「金融緊急措置令」は、各家庭の日銀券を

金融機関に預入れさせて吸収し、一方で払出しを封鎖・制限する思い切ったものだった。

これにより、熊本県内の預入総額は7億5,000万円に達し、うち当行は5億2,000万円という記録的な額であった。この時、実施された新円への切替えは、限られた日以内に全県民所有の旧紙幣(日銀券)に証紙を貼り、新円と引き換える膨大な作業であったが、当行行員は懸命にこれら进行处理し、金融機関としての使命を全うした。

さらに政府は、戦時補償打ち切りと企業再建整備を行った。戦時中に政府が企業に支払いを約束した戦時補償の打ち切りは企業の財務内容を悪化させるため、会社経理応急措置法・金融機関経理応急措置法(1946年8月公布)、企業再建整備法・金融機関再建整備法(1946年10月公布)を制定して企業救済が図られた。

当行でも、金融機関再建整備法に基づいた処理を行い、1948年4月1日に新旧勘定を合併した。並行して、再建整備法による減資で50万円になっていた資本金を、1948年9月に3,000万円、同年12月には5,000万



旧円への証紙貼付



旧円に証紙を貼付した新円

新勘定貸借対照表(1948年3月31日) (単位:円銭)

借方	金額	貸方	金額
現金預ヶ金勘定	235,080,558.40	預金勘定	1,169,592,376.49
有価証券勘定	461,047,543.67	借入金勘定	166,000,000.00
割引手形勘定	14,129,250.40	未決済為替借	105,308,876.53
貸付金勘定	587,336,704.36	雑勘定	12,758,700.95
未決済為替貸	13,458,659.65	株主勘定	224,224.74
本支店間未達勘定	86,946,603.31	(当期利益金)	224,224.74
動産不動産勘定	8,550,398.05		
雑勘定	2,207,611.75		
未整理貸	45,126,849.12		
計	1,453,884,178.71	計	1,453,884,178.71

旧勘定貸借対照表(1948年3月31日) (単位:円銭)

借方	金額	貸方	金額
現金預ヶ金勘定	824,943.20	預金勘定	5,547,894.41
有価証券勘定	11,293,232.26	外国為替勘定	1,539.01
貸付金勘定	37,287,362.99	雑勘定	308,001.02
貸付有価証券	497.65	株主勘定	755,000.00
動産不動産勘定	67,264.52	(資本金)	500,000.00
雑勘定	1,401,748.22	(退職給与基金)	255,000.00
未収政府補償	1,193,650.88	未整理借	45,126,849.12
		再建整備調整勘定	329,416.16
計	52,068,699.72	計	52,068,699.72

新旧勘定合併貸借対照表(1948年3月31日) (単位:円銭)

借方	金額	貸方	金額
現金預ヶ金勘定	235,905,501.60	預金勘定	1,175,140,270.90
有価証券勘定	472,340,775.93	借入金勘定	166,000,000.00
割引手形勘定	14,129,250.40	外国為替勘定	1,539.01
貸付金勘定	624,624,067.35	未決済為替借	105,308,876.53
貸付有価証券	497.65	雑勘定	13,066,701.97
未決済為替貸	13,458,659.65	株主勘定	979,224.74
動産不動産勘定	8,617,662.57	(資本金)	500,000.00
雑勘定	90,555,963.28	(法定準備金)	224,224.74
未収政府補償	1,193,650.88	(退職給与基金)	255,000.00
		再建整備調整勘定	329,416.16
計	1,460,826,029.31	計	1,460,826,029.31

円に増資して自己資本の充実を図った。

当行の業績は発展拡充の一途にあったため、さらに増資に着手し、1951年5月には、資本金を1億円(株式総数200万株、株主総数3,363人)とした。その後、自己資本の預金に対する割合の堅実化と、将来における店舗の整備などを勘案し、1952年10月に資本金を1億5,000万円とした。

3. 業容の拡大

業務機構の拡充

終戦により復員した行員たちの受入れと、業務拡大による従業員の増加などから、当行の業務機構も拡充の必要に迫られ、1946(昭和21)年7月から部制を採用。戦時中、本店は本部と本店営業部に分かれ、本部には秘書・検査・業務・総務の4課があった。このうち業務と総務の2課を部に昇格させ2部6課制とした。その後、1951年の本店新築を期して拡充強化を図り、審査部の新設、本店営業部から貸付業務を分離して本店融資部を設置、さらに融資手続きの簡易迅速化も図った。1955年7月における本部機構は、秘書室と検査・人事・業務・審査・総務の1室5部11課であった。

店舗の整備・拡充

1946年11月、大蔵省は「救国貯蓄運動」の積極的展開を図るため、簡易店舗の設置を認めた。当行は、1945年以降、地元の要望に応えるとともに、大蔵省の指導に即して、小島など4出張所、免田など3特別出張所、出張員詰所11か店を新設した。

1949年、政府は銀行の店舗整備の基本方針を定め、改めて店舗の新設が認められた。当行は、店舗整備方針により2特別出張所と5詰所の計9か店を廃止、1951年1月には産業会館支店を県庁内に移転し、県庁支店とした。

このほか1950年から翌年にかけて、熊本市内の新町・南熊本の2出張員詰所を普通支店に昇格させ、郡部には預金専門支店を開設した。これにより、1948

Column

練兵町の今昔

当行の本店所在地が練兵町1番地であることはご承知のとおりです。この辺一帯は1900(明治33)年までは、第六師団(大日本帝国陸軍の師団の一つ)の山崎練兵場でした。この年に、練兵場(5万5,000坪)は大江村(現・熊本市中央区渡鹿)の市所有地に移転し、熊本市が新市街の建設を始めました。折しも熊本市は経済恐慌に見舞われ、市街地の整理はなかなか進まず、1903年にようやく市区改正が完成する始末でした。

「銀行のごときは朝に1行倒れ、夕に1行倒れんとし、市には金はなし、新市街の敷地は草茫茫として、ここには熊本市が兎を養うくさむらだとまで非難され、女子供は

夜間に通行もできないほど荒涼たる状態を呈しました」と、当時の新聞は報じています。当初は坪5円でも買い手がなく、一面の草原だったというわけです。

煙草専売局が建設され、ようやく発展に向かったと言われており、新市街、練兵町といった町名も当時の名残り、辛島町は当時の市長・辛島格氏を記念してつけられた町名です。

※『熊本今昔』牧野幾重著(1976年発行)より引用(一部わかりやすく現代語で解説)

年以降59か店だった店舗を、本店をはじめ支店40か店、預金専門店舗支店10か店の計51か店に整備した。

県内支店の強化とともに、近隣県への拡大にも着手し、まず福岡県大牟田市への支店開設を計画した。大蔵省は1949年9月以降の店舗開設を原則認可しない方針だったが、当行の業績を認めて特別に認可し、1951年10月、初の県外支店となる大牟田支店を開設した。

続いて福岡市への支店進出を検討し、1953年7月、福岡市薬院掘端に福岡支店を開設した(1955年、中央区大名2丁目に新設移転)。これにより当行は、熊本・福岡両県の経済交流や産業振興に金融面から寄与した。



坪井支店



小川支店



福岡支店

本店の新築落成

当行本店は1944年11月以降、熊本市花畑町の熊本市勸業館を使用していたが、手狭になっていたため、本店社屋の新築を決定した。折よく熊本市練兵町1番地の熊本税務監督局跡を買収し、1951年5月に新社屋が完成、営業を開始した。

新本店は、鉄筋コンクリート一部鉄骨造り、耐震・耐火構造で、敷地面積約2,500㎡、1階の大部分は

営業室、2・3階は事務室と会議室、地階は機関室と更衣室となっていた。

この建物は、戦後の熊本で本格的な鉄筋コンクリート建築の第1号であり、白亜・ルネサンス調のたずまいは、地方における近代都市美の先駆けとなるとともに、当行発展のシンボルだった。

川田頭取は5月5日の落成式で「当行は県民の銀行である」と強調し、下記のように挨拶した。

落成式での川田栄三頭取挨拶

当行は1925(大正14)年7月、熊本、飽田、植木の3銀行が合併して発足以来、26年を経過しました。現状を8年前の1県1行当時と比較しますと、資本金で20倍、預金高で50倍、貸出金も70倍に増え、業績の発展はまことに隔世の感がございます。

当行26年の歴史を顧みますとき、歴代行員の努力もさることながら、発展の推進力は、むしろ 県民の皆様の熱烈な後援と支持にあったと言わねばなりません。行員の努力と県民の後援とが、縦糸・横糸となって今日の肥後銀行を築き上げたのであります。

これを見ますと、肥後銀行は単なる株主だけ、役員・従業員だけの肥後銀行と考えるべきではありません。

まったく熊本県民全体の銀行であって、郷土産業の繁栄に全力を尽くすところに、はじめてその使命も存在理由も見いだされるのであります。郷土産業と固く結び、ともに楽しみ、ともに栄えることこそ、わたしたちの務めであり、また誇りでもあります。

ここに新装なった、わが肥後銀行は、これにおごることなく、また満足して安逸に流れることなく、新営業所にふさわしいサービスと、これにふさわしい内容充実を図り、もっていよいよ信用される銀行になるよう、いっそうの努力を続けていきたいと考えております。(一部抜粋)



本店起工式で鉄入れを行う川田頭取



新本店外観



新築当時の本店営業部

4. 預金増強運動の展開

1946(昭和21)年、救国貯蓄運動の一環として割増金付き「福德定期預金」が登場し、全国の金融機関で取り扱われた。県内では、当行を幹事行として「熊本県復興定期預金」が創設され、県の産業振興資金や復興資金の吸収が図られた。熊本県復興定期預金は募集総額が5,000万円、預入金額は一口500円、期間は1年間だった。

これらの預金は、利息を付ける代わりに抽選で現金や自転車、地下足袋、手ぬぐいなどの品物をプレゼントするという、物資不足と射幸心の両方を満たす、この時代を象徴する商品であった。

1949年に当行独自の割増金付き「熊本振興定期預金」を創設、順調に契約数を伸ばした。第4回から景品を廃止して割増金一本に改め、1951年11月の第11回から名称を「振興定期預金」と変更し、長く支持を得た。1955年3月末に残高は36億3,200万円に達した。



福德定期預金申込書

1951年9月には講和条約調印を記念して、全国で特別貯蓄運動が展開され、当行もこれに参画した。さらに1952年に預金残高100億円達成運動を進め、米の豊作と景気の好転から同年末には目標の100億円を突破した。

5. 業務合理化の推進

業務合理化対策

当行は県内唯一の地元本店銀行として、名実ともに県内金融の中核機関の役割を果たしつつ、飛躍的な業績の伸びを示した。業績の伸展に応じて店舗の整備も進み、従業員数も増加し、収益も向上した半面、健全経営のための合理化が大きな課題だった。

1950(昭和25)年4月、「経営合理化委員会」を設け、総合企画・店舗・経費・人事・事務の各専門委員に分かれて課題を提起・検討し、実施に移していった。主なものでは、母店制度の制定、営業所の改廃、内



営業店内風景(坪井支店)



熊本振興定期預金広告



普通預金会計機の設置を伝えるチラシ

規の改正、諸規定の改廃、諸帳簿の制定、サービス特別週間の実施、銀行事務の機械化などであった。

1953年9月、本店営業部において預金の現金受払いと記帳を同時に取り扱う「ユニット・システム」を採用。同一人が窓口業務と現金出納を担当して、顧客の待ち時間の短縮に効果をあげ、順次主要支店でも実施していった。

同年11月、業務量の増大と行員の急増などに対応して、事務取扱いの基準を示した「事務取扱規定」を新たに制定した。細部については「事務取扱要領」と「諸帳簿用紙類制定名称番号表」を併用した。これによって当行事務は全店統一され、能率が著しく向上した。

受託業務の拡大

【日本銀行代理店】 日本銀行代理店は、国庫金の出納ならびにその関連事務を担う業務である。1928(昭和3)年4月、当行は、安田銀行からの支店譲受に伴って同業務を引き継いだ。1942年11月から当行本店が日本銀行預金店となり、当行の日本銀行代理店は13か店になっていた。1949年9月からは、代理店引受銀行の全店舗で国庫送金事務も取り扱った。

その後、当行は、日本銀行の国税代理店(1949年に歳入代理店と改称)、国債代理店、財産税代理店、特別減税国債代理店を引き受けた。

【金庫事務】 1939年4月から熊本県金庫事務の取扱いを始め、1950年4月から熊本市金庫事務も取り扱った。1951年以降、人吉・水俣・荒尾・玉名・本渡・八代各市金庫の事務取扱いを当行各支店で引き受けた。

【公庫代理業務】 1949年4月、当行は日本興業銀行の代理店として貸付業務を取り扱い、1950年に住宅金融公庫、1952年には日本開発銀行と日本長期信用銀行、翌1953年には農林漁業金融公庫と中小企業金融公庫など、特殊金融機関の発足に伴い、その委託を受け事務取扱いを始めた。

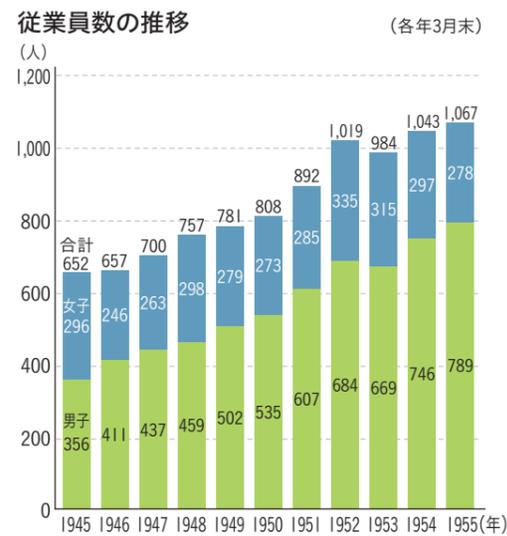
6. 人事施策の展開

諸規定の制定

当行の内規は、1943(昭和18)年7月に改正したのち、戦後はインフレの高進に対処して、随時、臨時昇給や臨時手当の支給、諸給与の改正を行った。給与は、本俸のほかに年功加俸、生計・住宅・精勤などの各手当が定例給与として支払われ、別に諸給与として当宿直料、休日勤務手当、時間外勤務手当などがあった。さらに、厚生資金の貸付、緊急生活費の融通、賞与金の前渡し、生活補給金など、応急の臨時措置をたびたび講じた。

生活が困窮した1948年7月からは、生活補給金や賞与前渡金を毎月支給するなどしていたが、1954年7月に給与規定を改正し、基本給一本に単一化した。

就業規則は、労働基準法(1947年施行)に基づいて新たに制定し、1948年3月から実施した。旧規則では従業員は主事・書記・書記補・雇・傭員(守衛、小使)といった「区分」であったが、新規則は行員と傭員だけの区分とした。



従業員組合と健康保険組合の設立

GHQによる日本の経済民主化政策の柱の一つが労使政策であった。政府は1945年12月から1947年4月

にかけて「労働組合法」「労働関係調整法」「労働基準法」を相次いで公布した。

当行でも、労働組合法施行から2か月後の1946年5月21日、「肥後銀行従業員組合」が結成され、翌1947年1月30日に労使で労働協約を締結した。同年2月には経営協議会規約が成立し、給与・人事・労務・福利厚生などの諸問題について、労使間で協議会が持たれることになった。

1946年11月に「全九州地区銀行従業員組合連合会」、1947年4月には「全国銀行従業員組合連合会」が結成され、当行組合も加入した。1953年には、組合員のうち30歳以下の組合員で組織される「青婦人部連絡協議会」が結成された。青年・婦人層の中核的な地位を強化し、組合活動を推進することを目的とした。

また、肥後銀行健康保険組合が1954年1月1日に発

足した。事務所を本店人事部内に置いた。従来の政府管掌から離れて独立し、定期健康診断、保健指導、疾病予防、体育奨励など被保険者の健康管理を図った。



定期的な健康診断の実施

肥後懇話会の結成

1950年4月1日、「肥後懇話会(現・肥銀懇話会)」が結成された。当行定年退職者を会員とし、旧交を温め親睦を図る目的をもって組織された。設立当初の会員は65人、2024(令和6)年3月末時点では1,218人の規模であった。

7. 業績の推移

【預金】 敗戦直後のわが国はインフレに苦しんだが、熊本県は豊かな農林水産資源に支えられて比較的平穩に推移し、新円預金も順調に増加した。全行員の努力はめざましく、全国的な救国貯蓄運動と足並みをそろえて預金増強運動を展開した。

預金残高は、1945(昭和20)年9月末で3億2,000万円、再建整備が終了した1948年3月末には11億7,500万円となった。朝鮮戦争前の1950年3月末に36億2,400万円に達し、終戦直後に比べて10倍を超える規模となった。さらに1951年8月に平均残高50億円を確保し、1952年末に100億円を達成した。

この間、総預金に対する定期預金の割合は年々上昇し、1950年3月末の23.8%から1955年3月末には39.3%の高水準となった。

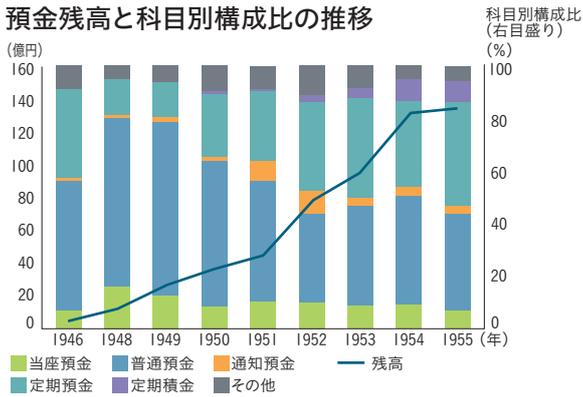


「肥後銀行従業員組合」労働協約締結



「青婦人部連絡協議会」結成

預金残高と科目別構成比の推移



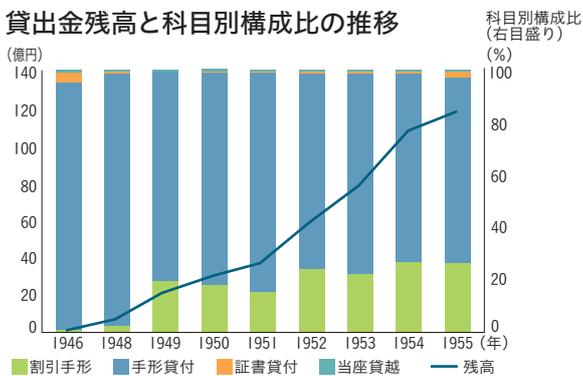
【貸出金】 当行の貸出金は、戦後復興の資金需要の高まりに伴い、1945年9月末の7,800万円が、1946年8月に1億1,500万円、1948年3月末には6億3,800万円に急増した。1949年のドッジ・ラインによるデフレのなかでも、当行は全国平均の貸出増加率を上回る積極的な融資に努め、1950年3月末の貸出金残高は28億4,600万円に達した。

1949年5月、当行が中心となって熊本県信用保証協会が設立され、当行の川田頭取が初代会長に就任した。これにより、当行本支店の貸付中、該当するものについては保証融資を行い、また、従来取引のなかった事業者との取引も拡大し、中小企業の発展につながることとなった。

1953年に熊本を襲った「6・26大水害」の直後、商取引は大混乱した。当行は、非常措置を講じて積極的な支援を続け、貸出金は水害前1953年3月期の76億4,800万円から1954年3月末には104億9,300万円にのびた。

当行は地域産業の振興・育成のため、農林水産業、一般中小企業への融資の円滑化を図り、これらの資金需要に対応し積極的な融資に努めた。1955年3月末の

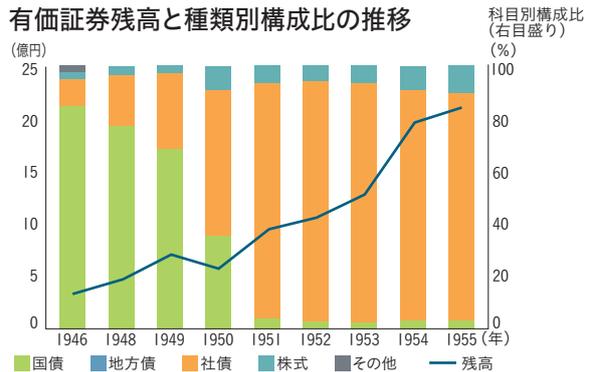
貸出金残高と科目別構成比の推移



貸出金残高は115億6,100万円となり、5年間で約4倍の伸びを示した。

【有価証券】 有価証券の構成割合は、1945年9月末で国債75.2%、社債20.2%、株式4.1%、その他が0.5%だったが、1955年3月末では国債2.3%、社債87.1%、株式10.6%となった。国債が減って社債への投資が増加、地方債は漸減して1954年3月末には皆無となった。

有価証券残高と種類別構成比の推移



【損益】 1948年以降、資金量の増加と金利水準の上昇による貸出金利息の増収で、物件費や人件費の支出増を補い、純利益は増加傾向を示した。利益金の処分は極力内部留保に充て、自己資本の充実を図った。1950年3月期には、当局の認可を受けて年8%となる戦後初の株主配当を行った。業績の伸展に伴い、収益も増大し、内部蓄積が充実した。

1950年9月期には創立25周年を記念して年2%を増配、年10%に増額した。以降は年10%配当を維持、1952年3月期に12%、さらに同年9月期から12.5%に増配した。

損益の推移

